

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和5年9月11日（月）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第76号 三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第77号 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）
議案第81号 工事請負契約の締結について
議案第82号 工事請負契約の締結について
- 4 出席委員 保実治，藤岡一弘，杉原利明，黒木靖治，掛田勝彦，月橋寿文，山田真一郎
- 5 欠席委員 大森俊和
- 6 説明のため出席した職員
【市民部】上谷市民部長，茶木市民課長，畑山市民窓口係長，貞末資産税係長
【市民病院部】片岡市民病院部事務部長，後藤病院企画課長，坂田医事課長
【子育て支援部】松長子育て支援部長，柳子育て支援課長，小林保育係長，熊谷都市建築課長，
山田建築指導係長
【教育委員会】宮脇教育次長，今井学校教育課付係長，熊谷都市建築課長，山田建築指導係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さんおはようございます。ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。定足数に達しておりますので、委員会は成立をしております。

この際ご報告いたします。本日の委員会に、大森委員から一身上の都合により欠席したい旨届け出がありましたのでご報告いたします。

本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会、令和5年度9月定例会のフォルダにございます審査順の通り、議案4件の審査を行いたいと思います。

本日の日程及び審査の方法につきましてはご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○保実委員長 ないようですのでその通り進めさせていただきます。円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いをしたいと思います。なお、暑いと思われる方は上着を脱がれて結構です。

それでは会議に入ります。初めに、議案第76号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 市民課が所管いたします議案第76号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明をいたします。説明は、提出させていただいております資料に沿って説明をさせていただきます。

最初に、提案理由について説明いたします。本改正案は、印鑑登録証明書の申請交付について、

個人番号カードの利活用の拡大、利便性の向上を図るため、関係条例である三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正しようとするものです。施行期日は令和5年11月1日となります。

次に、提案内容の要旨について説明いたします。第11条第1項は、市役所支所窓口での印鑑登録証明書交付申請の際の本人確認提示書類に、個人番号カード、運転免許証など顔写真入りの確認書類を追加いたします。本人確認書類に、個人番号カードを追加することで、印鑑登録証明書の交付申請を全国のコンビニエンスストア設置のキオスク端末、多機能端末機から行えるようになります。第11条第3項の削除は、本項は、LINE（ライン）申請を定義したもので、他のサービスと合わせて新設する第11条の2において適用するため削除するものです。第11条の2は、コンビニ交付の導入に伴いコンビニエンスストア設置のキオスク端末、多機能端末機と、今後、パソコン、電子計算機からの申請に対応するため、多機能端末機等の表記とし、併せて、端末機等を使用しての申請交付を特例規定とするため、第11条の2として整理をするものです。提出資料の3、参考欄（2）の新旧対照表で、第11条第1項と新設する第11条の2を表で整理をしております。本人確認書類につきましては、現行、印鑑登録証のみとなっておりますが、改正後は、顔写真入りの確認書類すべてに対応いたします。申請方法は、コンビニエンスストア、パソコンの二種を追加いたします。各種電子手続きで利用可能なものにつきましては、電子証明書搭載スマートフォンを追加いたします。第12条第1号は、第11条第1項の改正に伴う改正です。第12条第2号は、第11条の2を新設することに伴う改正となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いいたします。はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、コンビニとパソコンが新たに追加され、スマートフォンの方も追加されるということですが、コンビニはATMの機械を操作して自分で申請されるということだと思うんですが、ちょっと操作が難しいかなと思うところもあるので、コンビニの店員さんへの周知はどのように進められるかというところが1点と、パソコンに関しては、本人確認ですよね、入力いろいろあると思うんですが、本人確認は、パソコンの場合は何でしたらいいのかなという2点お伺いします。

○保実委員長 はい、茶木市民課長。

○茶木市民課長 はい、まず1点目の質問なんですけども、コンビニでの交付の場合、店員さんの方に各ショップ、メーカーを通じてレクチャーの方がしてあります。すでにコンビニ交付始まっておりますので、この点については、各店舗で対応の方をしていただければというふうに思っております。

それから、2点目なんですけども、パソコンの場合はカードリーダーが必要になります。カードを読み込む必要がありますので、カードリーダーというのがなければ、別に用意していただくということが必要になってこようかと思えます。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 すいません。パソコンのところでカードリーダーは市販のもので、マイナンバーカー

ドを差し込んで読み取るということの認識でよろしいのか。それとコンビニの方も含めてなんですけど、店員さんは、全国的にこの周知が行くということなんですが、利用者の方への詳しい説明なんかのマニュアルなんていうのは、作られたり、配られたりする予定があるのかお伺いします。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 導入前におきましては、先ほどおっしゃったような手順とか、操作の仕方とか注意事項とかこういったものは、しっかり広報等で周知をしていきたいと思えます。先ほど課長から説明があったように、店員については、もうすでにこれは導入されている事業なんで対応はもう十分できるというふうには思っておりますが、ただ、アルバイトさんとかキャリアがない店員さんであれば戸惑うこともあるかというふうには思えます。パソコンは、これは提出資料の(4)に記載してもおりますけども、すでに動いております電子申請に載せていくという考えでおります。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 ちょっと、メカに疎いもんで教えてください。今、スマホのLINE(ライン)申請の時の本人確認は、どうやってやられるのか、まず一つ教えてください。また、LINE(ライン)申請時は本人確認はいらないのですか。

○保実委員長 はい、茶木市民課長。

○茶木市民課長 はい、LINE(ライン)申請の場合もマイナンバーカードから、個人の本人確認をするようにしております。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 それはスマートフォン上で、僕が家において確認ができることなんですか。

○保実委員長 茶木市民課長。

○茶木市民課長 はい、スマートフォンからマイナンバーカードを読み取っていただいて本人確認するようにしております。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 今度、パソコンが新たに導入されるときは、カードリーダーがいるって言われたんですけど、パソコンに入力している時の本人確認、例えば、ブルートゥースとかで繋がってるスマホでは、マイナンバーカード読み取って本人確認はできないのですか。パソコンは、USBで繋がったカードリーダーがないといけないのですか。スマホでは対応できるのですか。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 LINE(ライン)申請については、署名用電子証明書用暗証番号という6桁から16桁の暗証番号ございます。利用者証明用電子証明書の暗証番号は4桁の番号があります。交付操作していただければわかると思うんですけど、スマホの場合は、熊さんが出てきてチャットで案内をしてくれます。最後の段階では、カードを呼んでくださいっていう案内が出ますので、それでスマホからカードを読み込むそれで、アクセスした人が本人だということを確認するのがスマホです。パソコンにおいては、当然本人確認をするためには、別途カードリーダーがないと読めないということで、準備いただくということになります。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 カードリーダーでマイナンバーカード読み込むというのはわかりますが、それがパソコンとスマホがBluetoothとかで繋がってたら、その機能によって、本人確認ができないのかと思うのですが。今時、わざわざカードリーダーをマイナンバーカードのためだけに買う人いるのか疑問に思いますが、そういう利便性がないのか最後の確認をお願いします。それから、LINE（ライン）申請で令和4年度、16件、印鑑登録証明書の交付申請があったということなんですけど、コンビニで出せるんだったら、ラインは申請して市役所まで取りに来ないといけないとコンビニの場合その場で発行されるのではあれば、もう、LINE（ライン）申請する人ほとんどいないのではないかと思います。また、このためにラインを通じた会社に印鑑登録証明をするための契約料払うのがもったいないような気がします。ライン申請は、今後、いらなくなると思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○保実委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 確かにコンビニの方へ動線的にずっと流れていけば、その時で対応を考えることになろうかと思います。実際はコロナ禍の中で、外に出られない状況等もありました。コンビニはどうしても行かないといけない。自宅にいて申請受理ができるっていう手法、これは十分メリットがあるかと思います。ですから、今のところは、LINE（ライン）とコンビニ交付を併用して継続事業としてやっていきたいと考えております。電子申請につきましては、あらかじめ個人情報登録しますので入口のところでカードを読むという手法があります。今は、ほとんどが、スマホに流れてきましたので、特にe-Tax（イータックス）の関係の国税の申告等は、当初はパソコンでやるしかなかったので、カードリーダーでマイナンバーカードを確認をする。今は、もうスマホでできる環境を整えましたので。そういったものは不要になるということです。併用でいきますので、整理がしにくいところもありますが、目的は、市民サービスの向上と行うことでございます。

○保実委員長 はい、杉原委員。

○杉原委員 また、今後、こういうわかりやすい説明を、多分、お年寄りや僕みたいなわからん人がいっぱいいると思いますので、市民への周知をどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○保実委員長 他にありますか。はい、山田委員。

○山田委員 今の話の続きになるかもしれないですけども、受け渡しが市役所で受け取ったり郵送されたりっていうのがあると思うんですけど、その時の本人確認ですよ。取りにこられる方は本人じゃないといけないのか。それは確認されるのか。例えば、市役所の時とかコンビニの時とかで、いろいろパターンが違うのかどうなのかっていう受け取りのところを教えていただければと思います。

○保実委員長 はい、茶木市民課長。

○茶木市民課長 はい、受け取りの場合で庁舎にこられる場合ですが、本人に来庁していただき本人確認書類を提示していただくことにしております。コンビニは電子証明の搭載されたスマホか、或いは、マイナンバーカードを読み取っていただくということが必要となります。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 はい、あくまで操作をされている方、本人が申請されるという建前で運用されていく

と、今回、変更はないんだと思うんですけども、本人が市役所へ行けないとか、なかなか申請する時間がないということで、委任状渡されて家族の方とかもしくは、業者の方に頼まれて印鑑証明を取得される方もいらっしゃると思うんですが、委任するシステムというのは、あくまでも委任状を市役所に持ってくるだけで、他の申請に関しては行わないのか、もしくは、申請するときに、代理申請もできるようなシステムになっているのかなってというのはその辺りいかがでしょうか。

○保実委員長 はい、茶木市民課長。

○茶木市民課長 印鑑登録証明書の申請においては、委任の場合は、印鑑登録証を必ず持ってきていただくということにしております。他の証明書の交付については、委任状と委任された方の本人確認において交付するようにしております。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 はい、電子申請のところで、例えばパソコンが苦手だからLINE（ライン）が苦手だから、スマートフォンの扱いが苦手だからと言って、誰かに頼んでやってもらうというのは、例えば入力のところでは私が代わりにしましたと代理で私が取りに行きますとかというようなことは考えておられないということですか。

○保実委員長 はい、上谷市民部長。

○上谷市民部長 あくまでも、本人申請、本人交付と今、おっしゃったその委任行為については、先ほど課長答弁しましたように、委任者他の証明書であれば、委任者の方の証明する書類。印鑑証明については、資産管理で厳しく管理されていますので、印鑑登録証と委任状を持ってきていただいて、交付をさせていただくということです。

例えば、LINE（ライン）申請であれば、確かに補助員がおられて、その人が一緒に操作されることは想定されます。それは、コンビニも同じだと思います。ただし、マイナンバーカードというのは基本的に本人のみが所持するものであって、人に預けるといようなことは想定されていない。従って、そこで4桁の暗証番号とか、6から16の暗証番号というのが、当然このカードを持って、暗証番号を紙に書いてこれを出してきてって言われれば、そういう行為はあるのだろうと思いますけど、まれな例だと思います。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 あくまで代理でというのは、窓口対応ということで理解しました。了解です。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他に。はい、掛田委員。

○掛田委員 私もDXはどんどん促進していかないといけないと思っています。よく私も経験したことがあったのですが、証明書を取りに行くのに、わざわざ年休を取って、市役所や支所に行くとか、随分前ですけど経験したこともあります。また、そういう方を知っているケースもあります。それがいわゆるその社会のコストだと私は思っているんですね。社会のコストやっぴり地域のコストだということなので、目指すところはそういったコストをゼロ化していくってところに、私はその目的があるのじゃないかなと思います。いろんな選択肢を用意していただくのもいいんですけど、その過渡期今あると思うんですね。より周知してゼロに持っていくってような話なんですけど、印鑑登録の証明証の発行件数見ていると、まだまだ、過渡期の状況なのかなって言うの

が読み取れるんですけど、こういうことを促進することによってですね、市民部のところでわかる範囲内で結構なんですけど、いわゆるオペレーションコストってのあるんですけど、物流費だとか人件費のことを言うんですけどこれを促進することによって、例えば人件費がどういう具合に浮くとかいうのがある程度想定できるようなものがあればざっくりとでも結構ですから、お知らせいただければと思います。

○保実委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 まだ、コスト的なシミュレーションっていうのは、まだ固まったものはございませんけども、ご指摘のように、例えばこれが、大半がコンビニの方へ行かれるとか結局、インターネットの場合は市役所の職員が、それを確認して、作業が結局アナログなんです。申請があったのを確認して、証明書を起こして、それ郵送するか、取りに来ていただくか、ここは、作業的には変わらないわけなんです。しかし、窓口の申請の時間が短縮されます。コンビニ行かれれば、当然、市役所へ来庁されることはないので、当然、窓口対応交付までの時間は、大変短縮をされると思います。今、ご指摘あった過渡期中で、これからどれだけ市民の皆様にご利用いただけるか、これからの進捗を見ていく中で、具体的な人件費等のコスト削減等も試算できるのではないかと思います。申し訳ありません。今のところ、シミュレーションはしておりません。

○保実委員長 よろしいですか。はい、他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第76号に係る審査は終わりたいと思います。市民部の皆さんありがとうございました。

説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民部退室)

○保実委員長 次に、議案第77号三次三次病院事業の設置等に関する条例の一部の一部を改正する条例案を審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、片岡市民病院部事務部長。

○片岡市民病院部事務部長 はい、それでは、議案第77号三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてご説明申し上げます。本案は、市立三次中央病院の外来化学療法センターの受け入れ体制を拡充することに伴い、関係条例である三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、一般病床数を350床から328床に改正しようとするものであります。この度の病床数の変更は、患者数の増加が著しい外来化学療法センターを拡充することを目的としています。外来での化学療法件数は、令和元年度2,794件、令和4年度3,969件と大幅に年々増加しており、現状8床の稼働治療ベッド数では、1日当たりの稼働率が200%を超える場合もあり、また、治療時間によってはベッド調整が困難な状況となっております。また、治療終了の時間が17時以降となる件数も令和4年度は148件と増加しており、治療ベッド数の不足が大きな課題となっております。そのため、5階東病棟、南側の7室、22床のスペースを外来化学療法センターとし、化学療法の治療ベッド数を12床に増床することを図ろうとするものです。

現在、5階東病棟は新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、新型コロナウイルス感染症

患者用専用病床を他の病棟に確保しております。そのため看護師を重点配置しており、5階東病棟は急騰している状況です。これまでの5階東病棟の運用を鑑みまして、5階東病棟の南側に22床部分に外来化学療法センターを設け、減少後の31床とした場合も、地域包括ケア病棟は運用可能と考えております。説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○保実委員長 はい、では質疑をお願いします。ありませんか。はい、副委員長。

○藤岡副委員長 はい、議案第77号について3点ほど質問をさせていただきます。これにつきましては7月4日の教育民生常任委員会の閉会中審査でもご説明をいただきました。そこでもちよっと関連をさせていただくんですけども。

まず、スケジュールのところにおきまして、8月に備北地域医療構想調整会議でこのことに対しては、ご説明をされたというふうに向っております。その会議の中で何か出された意見があるのか。このことについて1点目としてお伺いします。

2点目は、先ほど説明いただきました現在、三次中央病院が新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、新型コロナウイルス感染症の患者用の病床を確保されていることについて質問いたします。先ほど述べさせていただいた通り、中央病院はコロナウイルスの重点医療機関として指定をされています。まず、今、コロナウイルスの患者様用に5階の東病棟を使っているのかというところと、おそらく、この重点医療機関というのはまだ継続されていると思うんですけども、空床補償とかそういったもろもろの関係として、何か変更点などがあるのかということ、2点目にお伺いしたいと思います。

そして、最後3点目なんですけれども、7月4日の説明では、現在外来の化学療法センターが5名の看護師の方が配置されていて、今回の病床数を減らして5階東病棟にこの化学療法センターに設置することで、8名の看護師さんが、配置になるというふうに説明をしていただいたんですけども、その5名から8名になる3名分の3名は、それは配置替えによって確保されるのか、それとも新しく看護師を新規雇用することによって確保されるのか、どのようにその3名の部分を確保されるお考えなのか、以上、3点質問をさせていただきます。

○保実委員長 はい、片岡市民病院部事務部長。

○片岡市民病院部事務部長 まず、1点目の8月にありました件での会議での質問という点でございますけれども、ただいま説明した内容を県の地域医療構想調整会議においても報告をいたしました。やはり、化学療法の治療件数が増えているということはこの圏域のとして十分に理解をいただいておりますので、ベッド数を減らしてというところにおきましては、皆さんから賛同のご意見をいただくことができました。

はい、続きまして、重点医療機関は、まだ現在のところ重点医療機関としての指定の方は続いております。国におきましては、令和6年度以降、新たな体制をとという話が出てはきておりますけれども、現在のところ重点医療機関は継続しておりまして、9月末まで空床補償の補助金も交付されるという状態でございます。

続いて、3点目の看護師数につきまして、8名体制で化学療法センターを運営するというふうに想定しております。現在の外来の看護師の異動をかけるというふうには聞いておりますけれども、ま

た、改めまして採用試験の方も行います。増員のほうも図りながら、人員配置の方を看護部の方で調整している状況でございます。

○保実委員長 よろしいですか。はい、杉原委員長。

○杉原委員 22床を減らして、残りの31床コロナウイルス感染症重点医療機関として、急騰しているということなんですけど、31床部分の再稼働の見込みはいつぐらいの予定なんですか。令和6年度以降ですか。

○保実委員長 はい、片岡市民病院部事務部長。

○片岡市民病院部事務部長 はい、現在、夜勤のできる看護師数が減っているという状況もありまして、コロナの重点医療機関という役割と合わせて急騰している状況でございます。夜勤に従事できる看護師数は、採用試験を順次行いながら、充足しましたら再開の方をしたいと考えておりますけれども、令和6年度当初すぐに再開というところは今のところ難しいと思っております。

○杉原委員 はい、了解です。

○保実委員長 はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、ないようでしたら以上で、議案第77号に係る審査を終わりたいと思います。市民病院部の皆さんありがとうございました。

説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(市民病院部退室)

○保実委員長 はい、次に議案第81号工事請負契約の締結について審査いたします。提案理由の説明をお願いします。

○保実委員長 はい、松長子育て支援部長。

○松長子育て支援部長 議案第81号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、三次市東光保育所建て替え工事の建築主体工事に伴う工事請負契約を締結するにあたり、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。本工事は一般競争入札を令和5年7月31日に行い、入札の結、6億500万円で株式会社壺心が落札いたしました。東光保育所は公立保育所の中で、建築年次が最も古く、施設設備の老朽化が著しい施設であることから、児童の安全安心で快適な保育環境の確保を図るため建て替えを行うものです。工事期間は、議決いただいた日から令和6年12月までの予定としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。はい、月橋委員。

○月橋委員 はい、まずは、近隣の方への説明会が前にあったと思います。その時に出ていた音の対策、まず1点目は音の対策はどのようにされているのか、特にJ A側ですかね。室内の音の対策で考えられていることがあれば教えていただきたいのと。

もう1点、駐車場が2ヶ所あるんですが、これもJ A側が7台ということなんですけど、その安全対策、現状も駐車場になっていると思うんですけど新しくなったことによって、たくさん来られる

のかどうなのか、まだわからないんですが、安全対策がどのようになっているのか2点お伺いします。

○保実委員長 はい、熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 はい、まず、工事中の騒音対策についてですが、工事の施工中はどうしても一定程度の振動や騒音、粉じんの発生があると思われます。この工事は、保育所という特性に合わせた施工上の配慮も必要となることが予想されますので、施工上の運営者や設計工事の関係者の方と打ち合わせを行って、できる限り影響抑えて工事を進めたいと考えております。また、工事中の安全管理なんですけど、工事の施工にあたっては、まず、安全管理が安全第一で進めることが大前提であります。そのために、工事範囲については、工場によって仮囲いの設置をしたり、工事の区域とそれ以外を明確に分離します。その他、大型車両の進入などにつきましては、交通誘導員の配置を行い、安全確保を図っていきたいと考えております。

○保実委員長 はい、柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 駐車場の安全確保についてのご質問でございますが、現在、2ヶ所の駐車場を検討して設けるようにしております。メインの駐車場を基本的には土手側の馬洗川沿いの駐車場の方をメインとしております。そちらの方の駐車場につきましては、従来、朝夕の渋滞が起っていましたが、そちらを拡張することによって、渋滞緩和につなげ、また出入りにつきましても対面で登れるというような形に直し変更する予定でございます。

また、JA側の方の駐車場につきましては既存でも、今現在ございますけども、こちらの方、当初はなくす予定でしたが、やはり渋滞緩和のために、八次小学校方面から来られる方の駐車場の確保ということでこちらの方も、残すようにして、現在やっていますで、安全確保につきましては内部での一方通行にするような形にしながら、内部での取り決めとして、交通事故安全対策というものを考えていっていただくようにしております。

○保実委員長 はい、月橋委員。

○月橋委員 工事のことを詳しく説明いただきありがとうございました。もう1個聞きたいのは、できた後の防音対策、例えば防音パネルを設置するとかってありますよね。そういったところの中も含めて、外もありますよね。道路側にパネルを設置したりとかっていう吸音ですかね。そういったことは考えられていないのか。駐車場に関しては、これは、見込みがよくわからないというところですよ。職員さんの駐車場は、別の場所になったと思うんですが、こちらに関しての対策は、渋滞とか工事も含めてすると思うので、その辺の安全対策っていうのをきっちりしていただきたいなと思うんですが、音の件に関してもう少し説明をよろしくお願いします。

○保実委員長 はい、山田建築指導係長。

○山田建築指導係長 できた後の防音対策ですが、現在のところを北側へ向けての吸音パネル等の設置は予定しておりません。こちらの保育所のコンセプトの一つにもありますが、北側の園庭での児童の活動こういったものが地域からも見える。また、近い距離で地域の方との触れ合いを目線ですがそういったところも一つコンセプトに掲げられております。騒音対策につきましては、今後、どのような運営をされるかといったところとの調整になってこようと思いますが、現在のところ、

北側に向けての防音対策，吸音パネル等の設置は，想定しておりません。以上です。

○保実委員長 はい，月橋委員。

○月橋委員 はい，わかりました。今騒音と言われたんですけども，私は保育所の声ですら騒音とは思ってないので，ただ，近隣の方が説明会の時に，音の問題を言われている方が何人かいらっしやっただので，納得はされないかもしれないけど，説明ですよ，こうなりましたとか，こういうふうに進めていますという説明は近隣の住民の方への説明はあるかと思しますので，よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○保実委員長 はい，他に。はい。掛田委員。

○掛田委員 私は，この議案，次の議案にも関係するんですけど，気になった点がありまして一般競争入札にもかかわらずですね落札率が98.25%という形で非常に高くなっているような私はそういうとらえ方をしているんですね。そうなってきた場合一般競争入札について，やはり確認していく必要があると思います。4点、質問させていただきたいんですが，一般競争入札の制限内容の確認ですね。制限付一般競争入札の制限ないし，その条件の中身について1点目お伺いいたします。応札業者数がどうだったのか，そして応札業者数，応札業者の応札価格の分布，例えば，他の業者さんはそれを超えるような金額を提示して入札されているのか，本市が最低価格基準を導入しているのであれば，例えばその基準を下回る形で，入札されている，そういう可能性もあると思うんですね，それがどうだったのかということと最後四つ目といたしまして，応札価格が高いというふうに私はとらえているんですけども，その理由について質問させていただきます。

○保実委員長 はい，掛田委員。

○掛田委員 難しいのであれば，また，お聞きしたいと思います。結局，入札参加者数が減少するというので，結局，それが一社だったのかもしれませんが，要は競争原理が働いてないということをやはり気にしているのかなってということも考えておましてね。そういうところについて，担当課としてこういう点をどういうふうに分析なり評価されているのかということをお聞かしていただければと思います。以上です。

○保実委員長 はい，熊谷都市建築課長。

○熊谷都市建築課長 業者の方の参加社数の減少と競争原理が働いていないかという点について，今回，この東光保育所の整備事業と次の三次小学校の建築主体工事というのが，同じ時期で重なったというのも，一つの参加者数が少なかったことにもよるのではないかと考えております。以上です。

○保実委員長 はい。掛田委員。

○掛田委員 同じ時期に非常に大規模な工事が重なったということで，なかなかそこで参入業者の方が少なかったというような，話だと思んですが，複数あったのであればですね，もう少し一般競争入札という観点で考えてみても，落札率が下がってもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが，その点については，今のような参入業者が少なかったってところだけじゃなくて，他の側面での評価なり，分析はございませんか。

○保実委員長 ですから，入札業者は何社だったのですか。はい，柳子育て支援課長。

○柳子育て支援課長 入札業者につきましては、一社になっております。

○保実委員長 はい、子育て支援課長。

○柳子育て新課長 先ほど掛田議員の方から、質問いただいた件の中で、条件のこと及び最低価格で応札率が高いというところは、資料今持ち合わせておりませんので、後程、また、説明させていただきます。

○保実委員長 それでよろしいですか。はい、他に。はい、山田委員。

○山田委員 2点ほどご質問します。以前、全員協の方で小学校側の道路の話はお聞きして広がるという話だったんですが、そのとき聞けばよかったのですが、歩道部分と車道部分があると思うんですけども、車道部分も、若干は、広がるのかというのが1点と。それと、配置図の方ではちょっとわからなかったんですが立体のカラーの完成図、想像図みたいなを見ると駐車場内に階段がごぼっと出ているようなイメージ図があるんですけども、プラス、ごみ捨て場がちょうど駐車場の真ん中横辺りにあるんですが、駐車場内には死角はあんまりない方が、いいんじゃないかなと思うんですが、こうせざるをえなかった理由とか、もしくは、対策をされているから大丈夫だとかいう理由があったらその辺り、ここの高い段のゴミ捨て場のところをもう少し説明いただければと思います。

○保実委員長 はい、山田建築指導係長。

○山田委員 はい、失礼いたします。西側駐車場の階段とパースにあるゴミ捨て場といいますかあちらへと、現在はゴミ捨て場とガス庫プロパンガスボンベ庫を想定しておりますが、議員おっしゃるように、駐車場は子供たち送り迎えのとき死角がない方が望ましいと考えます。階段の位置等につきましてはその大きさですとか、基準について位置についてどうしても動かせない部分があります。細かな構造ですとか、見え方、あとまた注意喚起の仕方、ミラー等設置するか否かこういった細かなところはですね今後、施工の段に合わせて駐車場内での工事事故が発生しないように十分配慮して工事を進めていきたいと思っております。以上です。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 今から変更は難しいのかもしれませんが、ゴミ箱なんか駐車場の端っこ川の側に持っていても、スペースがありそうに見えるので、できれば今からでもですね工夫ができるようなら大胆な工夫をしていただければと思います。以上です。

○保実委員長 はい、柳子育て支援課長。

○柳子育て新課長 はい、先ほどの道路の件でございますけども、道路の車道につきましては変わりません。歩道の方につきまし、現在の既存のものを少し下げまして、歩道の方が少し広がるようなイメージでございます。

○保実委員長 はい、山田委員。はい。ここまできて変更は難しいと思うんですけども。やっぱり、子供たちの通学路でもあるんですが、車の出入りも結構多いところなので、是非ともその辺りもやっぱり実際使う道路を走られている方、地元の方とですね、話されてどちらを優先するか、両方優先しないといけないな、車道と歩道部分半分ずつ広げようとかですね、協議して今後進めていただければと思います。以上です。

○保実委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で議案第81号に係る審査を終わりたいと思います。子育て支援部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(子育て支援部退室)

○保実委員長 はい、最後に議案第82号工事請負契約の締結についてを審査いたします。提案理由の説明をお願いします。はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 それでは、議案第82号工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。本案は、三次市立三次小学校改築工事、建築主体工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

参考資料の2枚目をご覧ください。その内容は、児童の良好な学習環境や生活環境の確保を図るため、老朽化した三次小学校校舎の改築工事を実施するものでございます。一般競争入札を令和5年8月3日に施行し、1社による入札の結果、18億4800万円で株式会社加藤組が落札いたしました。落札率は99.7%となっております。工事期間は、議決のあった日の翌日から令和8年1月30日までとしております。

参考資料の3枚目は、三次小学校の位置図でございます。4枚目は工事スケジュールでございます。本定例会において、建築主体工事契約に関するご議決をいただいた後、10月から仮校舎を建築し、令和6年3月に仮校舎への引っ越しを予定しております。令和6年4月から既存校舎を解体、令和6年9月から新校舎を建築し、令和7年8月に新校舎への引っ越しを行い、9月から供用開始をしたいと考えております。その後、仮校舎の解体とグラウンド整備を行う予定としております。5枚目は新校舎の配置図と平面図、6枚目以降は新校舎のパース図をつけております。いずれも先般ご説明した資料と同じものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 はい、それでは質疑をお願いします。はい、山田委員。

○山田委員 ちょっと私も記憶が定かじゃないのですが、子供たちが着替えるのに、ロッカーとか更衣室みたいなところがあったような気がしたんですけども、これはもう教室で、着替える前提なものなんでしょうかというのと、それと、先生たち、職員たちのスペースですけど、職員室はあるんですけど、そういった先生たちの更衣室とか、もしくは、小さい会議をするときの会議室、休憩室みたいなものっていうのは、この中にあるのでしょうか。

○保実委員長 はい、今井学校教育課付係長。

○今井学校教育課付係長 児童の更衣室につきましては、平面図の3階になりますが、外国語兼多目的室の一部をですね、間仕切りにより更衣室としております。あと、教職員の更衣室につきましては、平面図1階、職員室北側ですね会議室と配膳室の間の空間を職員用のですね。はい、失礼いたしました。児童用の更衣室につきましては、3階の外国語兼多目的室の一部を児童用の更衣室にしております。職員用の更衣室につきましては、平面図1階の職員室北側、会議室、会議・地域

室と配膳室の間の空間を職員室用の更衣室として整備の方を考えております。

○保実委員長 はい、山田委員。

○山田委員 はい、今後の運用になるんですけれども、生徒はみんな体育の授業の前とかはもう3階まで行ってみんな着替える、教室で着替えてもいいみたいな、絶対使わないといけない更衣室なのかというところと、あと1階部分の配膳室と会議・地域室の間が、かなり狭く見えるんですが、今、職員さんたち30人前後ぐらいは、おられたと思うんですけど、ここで例えばロッカーなんかを置けるようなスペースが確保できるんでしょうか。はい。

○保実委員長 はい。今井学校教育課付係長。

○今井学校教育課付係長 はい、児童の着替えにつきましてはもちろん教室の活用の方も考えております。また、教職員の更衣室につきましては、その中でですね職員人数分のロッカーの方もですね、配置の方は考えております。その中で、もちろん着替えもしていただきたいと考えております。はい。以上です。

○保実委員長 はい、他に。はい、掛田委員。

○掛田委員 前の議案で質問したので、同様に同じようなこと聞かなきゃいけないと思って質問させていただくんですが、やはり先ほども言いましたように一般競争入札にもかかわらず、落札率が99.7%というふうに非常に高くなってきているわけですね。先ほども、説明がありましたように応札業者が1社ということだったので、その価格の分布とかも含めて、もうあえて質問する必要はないと思うんですが同じようにですね一般競争入札の制限内容の確認ですね。このところはもう一度先ほどと同様なんですけど聞かしていただければ、わからなかったらまた提示していただければと思いますので、やはり応札価格が高いことの理由なんですね、やっぱり、今のように1社ということになればですね、当然競争性が或いは競争原理が働いてないということが、考えられますので、その関係で落札価格がそれによって高くなっていったのではないのかなっていうことは、容易に想像できるわけですね。こういう点について、やはり担当課として、どういうふうな分析なり評価をされているのかということをお聞かせいただければと思います。

○保実委員長 はい、宮脇教育次長。

○宮脇教育次長 入札に当たりましては、市の建設工事、種別、格付基準によりまして、そのランクで応札をする業者が複数あるということを確認してから入札の方はさせていただいております。価格でございますけれども、先ほど申されたみたいに事業が重なったということもございますが、昨今の物資の高騰でありますとか、人件費の高騰等もございますので、落札率が高くなった要因はそこらのところもあるのではないかと考えております。

○保実委員長 はい、他にありませんか。はい、副委員長。

○藤岡副委員長 はい、ではご質問させていただきます。この三次小学校改築工事については、先月の全員協議会など、これまでもですね、様々な場面でご説明をしていただけてきました。1点ですれ私がお伺いしたいのは防火設備についてなんですけれども、今回、三次小学校コモンズということで、コモンズによる学校を構成することで今回、その防火施設に対してどのように取り組んでいくのか、何かすいません私もちょっとはつきりわからないんですけれども、吹き抜け要素もあつ

てですね、もし火事が起きてしまった場合、煙が充満するのか何か早いんじゃないかなと勝手に思ったりもしているんですけども、消火器の配置、防火設備等をどのように取り組んでいかれるのかご説明いただきたいと思います。

○保実委員長 はい、山田建築指導係係長。

○山田建築指導係係長 はい、失礼いたします。この度の三次小学校の建築に際しましては、まず法的チェックの部分ですが、こちらは建築確認申請を出す際に出した後に同時にですね消防署へも申請書は参ります。そちらで消火的なチェックを行いまして、消防法に適合することを確認して、まず、建築確認申請というものがおりております。具体的に先ほどおっしゃっていただきました吹き抜けの部分等の防火のあり方ですが、この建物は三階建ての建物になりますので、縦穴と呼ばれる縦に繋がっている空間、こちらの空間を一定の基準を満たした防火戸や防火設備と言いますが、万が一、火事が発生したときには、煙が縦に流れないように自動で閉まる防火戸といったようなものをつける義務がございます。今回の三次小学校につきましても、こういった設備が各階段に設けられておりまして、避難の時に必要となる経路に煙が入り込まないような思想で設計はされております。以上です。

○藤岡副委員長 なるほど、わかりました

○保実委員長 よろしいですか。はい、他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、ないようでしたら以上で議案第82号に係る審査を終わりたいと思います。教育委員会の皆さんありがとうございました。

(教育委員会退室)

○保実委員長 ここでしばらく休憩したいと思います。再開は11時15分とします。

午前11時5分休憩

午前11時15分再開

○保実委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ここで、先ほどの議案第81号の工事請負契約の締結についての掛田委員の質問について、子育て支援部より説明したい旨の申し出がありましたので説明をお願いしたいと思います。はい、松永子育て支援部長。

○松永子育て支援部長 先ほどの東光保育所の工事の関係のご説明しきれてないところがございますのでご説明させていただきます。まず東光保育所の入札につきまして、応札が1社、それから6回目の落札ということになりました。入札の時の要件ということでございます。5項目ございます。

まずは一つ目、市内に本社本店を有する者。二つ目、市税、消費税及び地方消費税等を完納しているもの。三つ目、令和4年度三次市建築工事入札参加資格者名簿。でランクがAのもので、建築事業の特定建設業許可を有するもの。それから四つめ、令和3年度、4年度三次市建設工事入札参加資格審査申請書提出時、または、最新の経営規模等評価結果通知書による建築一式工事の平均完成工事高が、2億7000万円以上あるもの。最後五つ目です。国、都道府県または市町村から発注された建築一式工事の元請施工実績を有するものというような内容の5項目になっております。以上と

なります。

○保実委員長 はい、ありがとうございました。はい、柳課長。

○柳子育て支援課長 はい、先ほど落札率の高いのではないかということではあるんですけども、こちらの方も基本的には、やはり現在の物価高騰とか人件費の高騰等がありまして、先ほど言いましたように落札の方も6回かかって落札をしていただいているような状況でございます。

○保実委員長 はい、よろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは、ここでしばらく休憩をいたします。再開は11時25分とします。

午前11時20分休憩

午前11時25分再開

○保実委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。それでは、委員会審査報告書に沿って討論採決を行います。

これより議案第76号三次市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案77号三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案81号工事請負契約の締結についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

最後に、議案第82号工事請負契約の締結についての討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わりました。

それでは、次に委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いをします。

なお、ご意見は議案審査に関係するものとしていただきたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては正副委員長にご一任いただいてよろしいでしょうか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい、ではそのようにさせていただきます、後日、タブレットに入れさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

本日の審査は以上でございます。大変お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月11日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治